

○平岡委員 それからこの金が雑収入勘定に入ることになつてはいることはわかつておりますが、しかひもつきで、何らかの脈絡があつて振興費に出していることもまた事実であるはずで

かに当時のいろいろな差益金を徴収するとかそういう名目でバナナについて多少経費的に使つた例はあるようですが、現在は全然ございません。

原田政府委員、ハナナとハイランの問題は、バナナの方は今平岡さんの言われたようなお説もございまして、議論をされたところでございますが、一かしながら日本の農村と言いますか、果樹栽培等ということをますます質問

○原田政府委員　おさなに平岡さんの方へ
おつしやるるよに、バナナとリンゴと
は違う、こういうことでございましょと
うけれども、先ほども申しましたよう
に、くだものの中で日本人の嗜好とい
うことになりますと、バナナも戰前か

年の四月一日から七〇のところにとどくになる途中におきまして、割当量もふやかしまして自由化に近づけるという意味で今度の下期は三〇%の差益を取る。従いまして、差益と関税のトータルの中から八〇%が七〇になる、もちろん

—
—
—

○上林(英)政府委員 ただいま御指摘のバナナ及びパイカンの差益は、バナナにつきましては三十七年の十二月から六九年三月までの間に於ては、一箱の輸入額が約一千五百円で、輸出額が約一千円である。それで輸入額が輸出額より高くなつたのである。それで輸入額が輸出額より高くなつたのである。

今御指摘の自動車の問題でございま
すが、これはバナナとはちよつと関係な
いませんが、二年にわたりまして、
十六億五千万円ばかり見本市船の
売買にて、半うきなさいました。

し、そして国民に栄養価値のある果実を供給したい、こういう国内の産業全般について考えますと、バナナが自由化されどんどん入ってくると、その供給面をバナナによってやしない

ら相当な郷愁もござります。バナナをどういうわけで皆さんがお好みになるのかわかりませんが、あまりここで危険に入ってきたまして——政府は、一古の果樹栽培者こつて非常に攻撃的

されは将来はだんだん下つていくことと思ひますが、とりあえず先ほど政務次官のおっしゃいました結果に対する影響をできるだけゆるくるするという意味で、そういう措置をとられたわけであつた

ら実施をいたしましたものか、今通産省から御説明ありましたように差益の徴収見込額が三億二千四百万になるわけでございます。それから三十八年の二月からバイイカンをやりまして、これ

かといふ心配も相当ございまして、そ
れらのことにつきまして所要の措置を
経過的にとらなければならないのである
う、こういうことでござります。

おりまことは御案内の通りでござります。特にリンクゴーときは、その貯蓄のため新規に財政支出をいたしまして、その需要の伸びと供給の伸びとい

○平岡委員 そうしますと、先ほどおなたのお答えになりました三億二千四百万円は、三〇%に見合う数字ということになりますか。

なるわけでございまして、今後国庫に入つて参るわけでございますが、これでは国庫の一般歳入として受け入れるのでございまして、これを財源といなしまして諸施策に充てるわけでござります。特にこの差益をもつて何にひもつきで出すというわけではございません。もっとも「ううようなものがございまし、もちろん別途国庫の歳出額の配付につきましては、貿易振興費その他も念頭に置きまして歳出予算を組むわけでござりますけれども、直接にはひとつではないわけでござい

の質問に入りますが、私は先ほど申し上げたように五〇%の暫定税率設定が適当な措置とは思われないので、おくめんもなく今度は三十八年の四月一日からさらに二〇%を引き上げ七〇%とする暫定措置改訂案が別途出ています。しかもさきの五〇%暫定率の期限が三十八年九月三十日でありますのに、四月一日から七〇%として改定をするなどということは朝令暮改もはなはだしいと思っております。政府が何を考へておられるのか一向わかりません。明示された施行期限内にさらに一部改定を行なうことは、法の運営の正当をなす

うことをはかつておるわけでござります。それで、先ほども申し上げましたが、暫定的と言いますか、経過的に一應こうの措置をとつて参りたい、しばらくこの措置をとつて参ります。
○平岡委員 どうもリンク保護の美夕さんに隠れてやつてることにいかわれわれは判断できないのであります。
それでは次にお伺いしますけれども、先ほどの質問に答えがなかつたのですが、五〇%から七〇%に上げる問題、この点はどういうことなんですか。

○宮本説明員　さようだいござります。
○平岡委員　過去に定めていたパナソニッキの
の差益率八〇%が当局がものを考え方で
尺度となつてゐると思いますが、その辺はどうなんですか。
それから、この金科玉条の差益率
八〇%というものは、現時点でいかなる意味を
なる意味を持ちますか、お答え願ひ
たい。
○宮本説明員　差益率八〇%というものが、現時点でいかなる意味を持つ
という御質問でござりますが、要すて
に、来年の四月から七〇%の関税に
なるとするならば、現在一〇〇%といふ
とて、一舉に直接受け下り、しかも割引

○平岡委員　国庫の雑収入として入るものはそうであると一応了承しました。しかしジエトロからUターンですぐどこかにいく分があります。○宮本説明員　ジエトロからUターンでどこかへいくというのは現在はございません。

○平岡委員　過去において……。

○宮本説明員　過去におきまして、確

くものと思つております。しかし、それが
は関税法の一部改正案ですから、その
審議のおりになお質問をしたいと思ひます。
ます。一体今バナナ等の自由化にな
しまして政府の腹がほんとうにきま
ておらないのではないかという感じは
いなめませんが、この辺のところにつ
きまして、政府の所信をお尋ねするゆ
第であります。

るようなところまで持っていくのだと
いうのならば話はわかるのです。ところが、
バナナとリンゴとは違うのですね。
さっき言つたように、バラの花と
チューリップほどの違いがあるわけ
です。従つてそういう答弁は通ら
うのです。重ねて御所信をお伺いに

税が二〇%でございまして、差益は八〇%取っておったわけでございまして。実は昨年の十月一日に閏税率です。五〇%に上げることによって自由化をいたしたいということであつたわけですが、結果として半年伸びたということになりますので、本当に感謝の意を表すことはございません。

と
一歩引いた感覚で、いかにもアーバンな
意味ながら自由化体制に近づいて
いくという意味でござります。

を持っているか。

○宮本説明員 もちろん、これは農林省で御検討になるわけでござりますが、一つは現在の外貨を手やすることによって、値下がりがあるのかどうかは別といたしまして、バナナの値下りがによって、それが国産のくだけるものにどういう影響を与えるかということを、一應一定の方式がござりますが、それで計算をいたしたわけですが、結局、値段が相当中下がるようになります。従いまして、どういう意味を持つかということをございます。導しつつ、七〇%いくまでに一擧に下がることは困るという農林省側の御主張もありまして、一擧に下がらなければ、だんだん七〇%まで下げていく途中の過程として三〇%が適当である、こういうことになるだらうと思います。

で、その中間的な五七二百八四という

で、その中間的な五千二百八円といふ数字をはじきまして、そしてそれをによって関税が五〇%で差益は三〇%、こういうふうに計算をしたわけになります。これは農林省側の国内果实に対する影響を勘案して共同でやったということになるわけでござります。

○平岡委員 大体尺度にならぬものを尺度にして、ものを律するという点がおかしいと思うのです。ショックを与えるといふけれども、消費者の側から見れば何のことだということになるわけです。消費者の方は最初からショックの受けつけなしで、今さらそういう理屈は通らねはずなんです。農林省のパックアップをいいことにして自由化を怠っているのはけしからぬことだと思うのです。しかし、貴殿の説明に納得はいたしませんが、一応あなたの土俵で相撲をとることにいたしまして、暫定税率を漸減して基準税率に戻すスケジュールを、年月順にお示しをいただきたい。

○坪井説明員 ただいまのお尋ねでございますが、関税の改正につきましては、もう御承知の通りでございますが、関税率審議会というのがございまして、その審議会に諮問いたしまして、その答申を待つて法案作成という手続になるのでございますが、たまたま御指摘の来年度の七〇%というものは、とりあえず暫定的に一年間だけ実施いたしまして、その後どうするかと云ふことにつきましてはもちろんなお後の状況を見て設定する必要があると思いますが、現在の時点では、一応関税率審議会の意向といったしましては、その次の一年間は五〇%、それからその次の年度においては、基本が

三〇でございますが、その三〇%に底

三〇%でございますが、その三〇%に戻すのが適当ではないかというふうな審議会の答申はいただいております。
○平岡委員 審議会の答申をいただいていると言つていますけれども、審議会がついこの間基本税率としては二〇%が三〇%，これはよろしい、それから暫定のきめ方として五〇%にきめて、しかもそれは时限的には昭和三十八年九月三十日までということになつてゐるわけです。その線に沿つて国会もこれを審議し、承認しているわけです。勝手に朝令暮改的に、五〇%の时限内にさらに七〇%を押し進めるなんて、そういう不見識なことを審議会がやるはずはないと思う。この点はどうですか。

○坪井説明員 ただいまの御指摘の点でございますが、法案として提案いたしましたのは——もちろんお話しの通り来年度七〇%ということは一応出でおりますが、その前に暫定五〇%ときて、さらに今度七〇%にきめたのはどうかという点だと思いますが、それにつきましては、先ほど次長からも御説明ございましたように、当初やはり自由化を予定されておりました時点がいろいろ問題がありましておくれましたために、それでやはり国内の果樹に対する影響ということを考慮しまして、その前におきめ願つた五〇%は、ちょっとと今の状況を見ますと適当ないので、さらにこれを七〇%に改正いたしまして、一年間実施したい、こう説明は少し変なんですね。むしろ真相

いうことでござります。

○平岡委員 確定法案を出してもらわないと困るのです、国会は。そのことが一つ。それからもう一つ、あなたの説明は少し変なんですね。むしろ真相

は一月から三月までショット口の敷付金

は一月から三月までジエトロの寄付金
という変形でやっていくということを
きめたけれども、どうもそれに合法性
がない、そこでわざと、ジエトロの方
がねらって、ジエトロの方
はやめにして、急遽五〇%に二〇%増
して新暫定率七〇%を出してきたとい
う方が真相じらないですか。

○宮本説明員 実はこの間の事情でござ
いますが、昨年の十月一日に五〇%
で自由化をするというつもりで、われ
われも自由化をすべく努力したのでござ
いますが、国産との競合というよう
なこともございまして、どうしても自
由化が延びてしまつておるということ
で、その間に、では幾らにしたら
現在の日本の自由化の場合、往々にし
て関税を上げることによって自由化され
たのでは困るという意見が強くて、農林
省とのお話し合いでの、それでは七〇
で――七〇が実は先に出たと私は思つ
ております。

○平岡委員 問題をずっと詰めていき
ますと、結局国内産生果との競合とい
うことのある方のよりどころとして
おるようだと思うのです。それは間違
じやないですか。何でももうものの基
準はカロリーだけでいいのだという、
そういう時代には、くだもののかわりに
余剰農産物の米国産の小麦を食つたっ
てよかつたわけです。しかし戦後十
七、八年たちまして、住宅にしても何
にしてもふせいを求めるような時期に
おいて、食生活だつて同じことです。

それを何か古い亡靈の御託宣みたいに

それを何か古い亡靈の御託宣みたいな八〇%に固執して、そうして国内産生果の変な議論にまどわされて正常な自由化をやがめているというのはおかしいと思うのです。私はあなたの説明はいつも納得できないのです。

それはそれとして、先ほど私が申し上げましたけれども、念のために政府の御意見を正式にお聞きしたいのは、原則のジエトロ寄付制度というの、もう終止符を打つのですが、明確に……。それはいつ打たれるか。

○宮本説明員 現在ジエトロでやっておりますバイナップルとバナナ、これはこの四月一日から自由化並びにパイカンの方の関税がきまりますれば、これはもう終止符を打つことになると思います。ただ実はもう一つ残つておりますのが難豆でございます。これは現在二〇%の差益をとつて、いわゆるジエトロ方式というものが行なわれておりますが、この難豆の自由化といふことが当分——これも農林物資でござりますが、見通しが立ちませんために、これだけは残らざるを得ないので、はないかと思っておりますが、それ以外のものは一切きれいになくなるわけござります。

○平岡委員 次に、バイナップルの自由化について、自由化の時期はいつですか、お伺いします。

○宮本説明員 パイナップルの問題につきましては、先ほど政務次官のお話がございましたように、琉球バイナップルの育成という見地がござりますので、これの自由化の時期はちょっとまだきまつておりません。

○平岡委員 きまつてないのか、きめられないのか知りませんけれども、現

在バイナップルの税率といふものはガット税率の二五%プラス三〇%といふべき。

○宮本説明員 今まで從来のガット税率が二五%であつたわけでございます。これを今更もう少し上げるべく作

秋来ガットにおきましていろいろ交渉の結果五五%に大体きまりまして、キログラム七十二円もしくは五五%。

○宮本説明員 ガットが七十二円、キ
ログラムでございまして、それに見合
して……。

うものが五五%。

と関税交渉をいたしまして、ガット税率を二五%からキロ当たり七十二円といふものに変えるよう交渉がととの

いまして、この国会にその関係の手続の御審議を願つておるわけでござります。それが成立いたしますとガット

税率といったしましてはキログラム七十二円、これは値段によりまして違いますけれども、ほぼ五五%に相応するわけでございます。一方暫定税率といった

しましては、五五%を暫定措置法でお願いをいたすわけであります。従いまして、適用になります関税率と言いま

すものは、ガット税率のキログラム七十二円か、あるいは暫定税率の五五%か、いずれか低い方が現実には適用に

なる、こうすることになります。
○平岡委員 パイナップルに関する限りケリがつくわけですね。一切の突つ

かい棒とか、シートに方式みたいな外
雑物は入らぬわけですね。

なつておつたわけありますから、これによりまして差益と申しますか、開常差益というものは出ないというふうになります。

○平岡委員 何かのれんに腕押しみなさいな話で、バナナについての収益率八〇%の問題がまだ全く納得できません。委員諸君も一つも納得してないと、思ひます。

そこできょうはあとの法律案等がござりますのでこの辺にとどめますが、後日、関税定率法案の審議のおりにさらに質問したいと思います。これでやめます。

○田井委員長 佐藤觀次郎君。

○佐藤(鶴)委員 公務員の旅費問題について外務省の会計課長か秘書課長にお伺いしたいのです。今度、旅費規定期在外の外交官も上がると思うのですが、今の旅費で一休足りておるのかどうか。たとえばアメリカとかフランスなんというのは非常に物価の高いところで、この標準で一休旅費が足りるのかどうか。それらを伺いたい。

○飯塚政府委員 お答えいたしますが、現在の旅費で足りるかどうかといふことに対しては、私外務政務次官としてではなく、一言これをお答えをし上げたいと思います。

私もヨーロッパ等に旅行いたしましたいろいろ話を伺ってみますと、なかなか苦しいということを伺つております。従いまして、昨年度の三十七年度の国内旅費規定の改正等によって國內の旅費規定が改正されておりますので、日本の財政上の問題も考えて、できるだけ外国の旅費等も増額したといふ気持を持っておりますので、今回

○佐藤(調)委員 政務次官は政治家でありますから、いろいろ大体の見当は知つておると思いますが、実際の会計課長や秘書課長の方から、現実の在外の外交官の待遇の問題とか、その他旅費の現状を少し説明していただきたいと思います。どういうようになつておるのか。一体あれで足りておるのか、どうなつておるのか、その点を伺いたい。

○飯塚政府委員 それらの点につきましては、会計課長が参つておりますからお答えいたします。

○佐藤(正二)政府委員 お答えいたしました。

前、従つて現在施行しております外国
旅費につきましては、十年ばかり据え
置きしておりますために、諸外国とも

物価その他非常に上がっておりました
ために、全面的とは申し上げられません
ですが、大部分の場所で非常に足らな
くなっています。

く。なつであります。これは御指摘の通りでござります。従いまして、二年前ごから大蔵省の方にお頼みいたしまして、これをぜひ改正してもらひたいたい

いろいろ御協議した結果、今回御審議をお願いしております旅費法を出して
いることをお頼みしております。

わけでございます。
この旅費法改正で足りるかというお
話だらうと思いますが、これはまあ人

間のことでござりますから、たくさん
もらえた方がいいにきまつておりますし
て、これで足りるかと言われても十分

たとは言えないと思うのであります
が、やはり在外公館から言って参ります
すものを全部が全部聞いてやるわけに
も行きませんで、国家財政上の問題も

まことに、この辺で提出したわけですが、どうぞお聞きください。

か。たとえばアフリカにおる人とか、アメリカにおる人とか、あるいはパキスタンとか、東南アにおられるような非常に辺境の地におられる人の旅費なんかいうものは、一体どうなつておるのか、私たちはそういう点を非常に心配するのであります、そういう点は会計課長はどういうふうに考えておられますか。

知の通り旅行いたしまして泊まる宿泊料、それからそこで食べる飯代でござりますか、そういうふうなものを全世界

界から資料をとりまして、今度の旅費
法改正案をつくつたわけでござります
が、それによりますと、特にアフリカ

が高いといふようなことはならない
わけでございます。所によりましてア
フリカも、たとえば西アフリカの方は

非常に高いところもござりますか 東の方は必ずしもそう高くない、そういうふうな場所もあるものでございますから、これまちよつと旅費自家の日

当、宿泊料を、地域によって非常に大幅にきめこまかく変えるというわけにはいかないわけでござります。それで

先生御指摘の、われわれの同僚のアフリカなり東南アに行つておる人間がどういうふうに勤いておるかということ

は、これはむしろ在勤法の問題でござ
いまして、在勤法の問題はこの前の国
会で御審議願いまして、これもやはり

十年前のものを大幅に引き上げていた
だいて、これにつきましては、アフリ
カ、東南アの非常に辺境と申します
か、生活条件の悪い地或こおります敵

員について、何と申しますか、不健康地手当のようなものも加味していただきまして改正させていただきましたので、現在のところまあ何とかやったいと存ります。

○佐藤(觀)委員 それから大蔵省の法

規課長にちょっととお伺いしたいのです。が、実際この旅費の問題は今後問題になると思うのですけれども、一体外務省はどのようにやっているのですか。

○平井(總)政府委員 ただいま法規課

長に御質問がございましたが、旅費法の改正の問題は給与課で所管しておりますので、私は、給与課長でございます。外務省の御要求そのものはそのまま認めなかつたという御質問でございますが、必ずしもすべての点についてお認めしたわけでもございません。いろいろと資料の取り方等にも考え方がございまして、たとえば通常の出張の場合におきましても、率直に申しまして、外務省の主張しておられるようないふうでございます。

あるいは海上運賃なり陸上運賃の非常

とかあるいは往路と復路ないし転勤の

場合において差をつけてほしいとか、

ポイント、たとえば子女加算をほしい

とかあるいは旅費の問題は、今度

ちよつと見ると、今までよりわずかだ

け上がるようになつておりますけれども、結局旅費というものはどういう観

も、結局旅費といふふうにお考えになつておられたつもりでござります。

○佐藤(觀)委員 いろいろ前からのし

きたりもあり、またいろいろな関係あるでしようが、私たちは表面に出ただけではここでどうこうするという

ことはできませんけれども、やはり原

則としては——私は実は陸軍の主計を

やっておりまして、昔は主計をやって

おるときには、いつも将校ならば一等

旅費でやる、だから実際はその当時

は旅費をもらへば十分使っても余るぐ

うと思つたようになります。ところが現在の内地の旅費といふものはおそらくそういうことはないだ

ろうと思う。この点給与課長は一体ど

うお考えになりますか。

○平井(總)政府委員 昨年内国旅費の

関係につきまして、当委員会に旅費法の改正案を出しましたときにもその点

御指摘を受けたわけでございますが、それからその上の特別職のクラスとし

て、大公使級並びに國務大臣級といふ

ものを考えておるわけでござります。

お気持は私どもも同感でござります

が、実際の民間会社の実例等々とバラ

りながら列車等の等級が異なることは

必ずしも好ましいことではないといふ

で一等旅費を支給するように改めたの

が、一応の理屈があると思うのであります。それが伺いたいと思います。

○平井(總)政府委員 今回の旅費の改

正につきましては、お手元に差し上げ

しまして、参議院内閣委員会等で御議

論がございまして、内閣委員会の附帯

決議として、七等級以上のものについ

て一等旅費を考慮するようにといふ御

ございますが、これを改めまして、大

きつぱにいて局長クラス、課長クラス

あるいは役付クラス、一般職員クラス

というふうに分けてござります。そ

れからその上の特別職のクラスとし

て、大公使級並びに國務大臣級といふ

ものを考えておるわけでござります。

おもむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

者には支給するという考え方をとつた

わけでござります。従いまして、国民

会社の事例等を見ましても、大体大学

にて外務省に御依頼を申し上げまし

て、大公使級が現実にお泊りになつて

おられる旅館についての実態、以下そ

れぞれの階級別にそれぞれの実態をお

おもむね伺いまして、そういうものを基

づいて考えておるようではあります。

卒程度の年令に達した場合において

は、おおむね社員については一等旅費

を支給するという事例が比較的多いわ

けでござります。そういう点を勘案い

たしまして、一等旅費を七等級以上上の

ますが、いろいろそういう点についての疑問を持つわけです。昔からある点まで形を整えなければ外国との衝突ができないような形があると思うのであります。池田さんは一等国だと言つておるが、現実にみじめだ。そういうものを考へると、私はそういう点が戦後だいぶあるのではないかと思う。たださえ敗戦国でみじめな姿になつておるだから、そういう感じがする。私は実は外交官にならうと思つたことがある。ところが現実にはいろいろないところ、フランスのパリとかロンドンとか、あるいはニューヨークとかいうところへ行けばいいけれども、カラチで輸送することを認めるのかというようないふな問題になりますれば、なかなか議論も多い点でございまして、そういう点におきまして必ずしも外務省の御要望には沿えなかつたところも若干ござります。

○佐藤(觀)委員　まだ同僚からもいろいろ御意見があるらしいので、私は最後にいたしますが、やはりせつかり上げられるのでありますから、決して上げることが悪いというわけではありませんが、やはりある点まで、外務省の人々のいろいろな立場を考えて、今後十分検討してやつていただきたいと思います。

○飯塚政府委員　先ほど佐藤さんの御質問の中に、御注意の中に、高級よりも低級の所得者の旅行に對して、一等あるいは二等の問題でお触れになりまますけれども、そういうような思いやりをもつてやつてやる必要があるのでないか。大体大蔵省の役人さんは、頭がよくて、自分のことばかり考へておられるといわれておる。給与課長、どうですか、そういう点でもつとあなたは大臣じゃないから、そういうことを聞くのはどうかと思うが、もつとそういう点で大きい目で見てやる必要はないかと思うのですが、そう

いう点はどうですか。

○平井(通)政府委員　私どもも若干はそういう機会もございまして体験したことでもございます。今回の旅費法の改正にあたりましては、先ほど先生の御指摘のように、たとえばアフリカ地域の奥地へ参ります場合とか、あるいは南米等へ参ります場合とか、あるいは度実情に即応したような態勢をとるよう気に持としては配意いたしております。ただ、絶対水準がこれまでいいのが、どの程度の荷物を官費で輸送することを認めるのかというようないふな問題になりますれば、なかなか議論も多い点でございまして、そういう点は佐藤委員からもいろいろ付言されたわけでございますが、外務省というところは、他の省が俗にいう圧力団体といいますか、そういった強力な団体の力がないために、予算の獲得といふものがまことに貧弱であり、しかも外務省関係の方々は育ちがいいと申しましようか、非常に品がよくて、がめつい予算折衝をやつておらない。こういう点が結果的にはまことに、海外に働く人たちの給与を中心とした待遇がきわめて貧弱な状態で置かれておるというふうに考えざるを得ないのであります。特に今は、申し上げるまでなく、内政と外交とは切り離すことのできない重大な問題であり、日本は現在知らず知らずのうちに申しますが、世界の五大国に工業力はなつておる。日本は世界におけるそういう日の立場としての政治的判断をしなければならぬと思うのであります。それが二つの問題を指摘して、一つ当局の善処を要望いたしたい。

○原田政府委員　今外務省に圧力団体として、三十九年度は、思い切った対策を立ててもらいたいことを要望いたしました。当局側の御答弁を願いたい。対しては、三十九年度は、思い切った対策を立ててもらいたいことを要望いたしました。御趣旨に沿うように努力いたしましたので、十分善処したいと考へる次第であります。

○飯塚政府委員　藤井さんの御注意ありがとうございました。最初の不健康地帯に対する医療関係の派遣ということは、ごもつともなことであります。これはひとり外務当局だけの問題ではなく、日本の国策として重大な問題でありますので、十分善処したいと考へる次第であります。

○飯塚政府委員　藤井さんの御注意ありがとうございました。最初の不健康地帯に対する医療関係の派遣といふことは、ごもつともなことであります。これはひとり外務当局だけの問題ではなく、日本の国策として重大な問題でありますので、十分善処したいと考へる次第であります。

○原田政府委員　今外務省の要求が下手だといふことがありますけれども、今のようないふな問題を指摘して、一つ当局の立場としての政治的判断をしなければならぬと思うのであります。それは、やはり一つの大使、公使の旅行あるいは館の職員が転勤する場合には、やはり旅費あるいは経費等の関係もあると思ふが、現在の在勤地から新任の地域にまっすぐに行つてしまつというふうなことが多いのです。そういう場合には、今、藤井さんのお話の通り、一たん本国に帰つて、そうして日本の国内情勢の実情を見て新任地

の奥地へ参ります場合とか、あるいは

○平井(通)政府委員　私どもも若干は

志君。員から御発言になりました外務省関係員に關する質問をいたしたいと思うのであります。

私は、海外旅行の経験はきわめて乏しいわけでござりますけれども、おとと東南アジアを回りました。しみじみ痛感させられた点がござります。

○藤井委員　簡単に。ただいま佐藤委員から御発言になりました外務省関係員に關する質問をいたしたいと思うのであります。

ありますので、これを許します。藤井勝

りませんけれども、ようやく三十八年下薄とならないよう、特に下の方の方々に意を注いだ改正案を提出いたしました。また佐藤委員からお話をありましたように、上厚

出のありましたように、外務政務次官からお話をありましたように、上厚転の点について考へるということで給与課長からもお話をいたしましたが、特に加算制度というものを設けるということもいたしておるような次第でござります。御趣旨はよくわかつておりますので、十分善処したいと考へる次第であります。

公務員の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を提案いたしまして、外交官に対するところの旅費規程を改正して御趣旨に沿いたいと考えておるよう次第でござります。特に今お申し出のありましたように、外務政務次官からお話をありましたように、上厚転の点について考へるということで給与課長からもお話をいたしましたが、特に加算制度というものを設けるということもいたしておるような次第でござります。御趣旨はよくわかつておりますので、十分善処したいと考へる次第であります。

公務員の旅費に関する法律の一部を改

正する法律案を提案いたしまして、外

交官に対するところの旅費規程を改

正して御趣旨に沿いたいと考えておるよ

うな次第でござります。特に今お申し出のありましたように、外務政務次官

からお話をありましたように、上厚

転の点について考へるということで給

与課長からもお話をいたしましたが、

特に加算制度というものを設けるとい

うこともいたしておるような次第でござります。御趣旨はよくわかつておりますので、十分善処したいと考へる次第であります。

公務員の旅費に関する法律の一部を改

正する法律案を提案いたしまして、外

交官に対するところの旅費規程を改

正して御趣旨に沿いたいと考えておるよ

うな次第でござります。特に今お申し出のありましたように、外務政務次官

からお話をありましたように、上厚

転の点について考へるということで給

与課長からもお話をいたしましたが、

特に加算制度というものを設けるとい

うこともいたしておるような次第でござります。御趣旨はよくわかつておりますので、十分善処したいと考へる次第であります。

公務員の旅費に関する法律の一部を改

正する法律案を提案いたしまして、外

交官に対するところの旅費規程を改

正して御趣旨に沿いたいと考えておるよ

うな次第でござります。特に今お申し出のありましたように、外務政務次官

からお話をありましたように、上厚

転の点について考へるということで給

与課長からもお話をいたしましたが、

特に加算制度というものを設けるとい

うこともいたしておるような次第でござります。御趣旨はよくわかつておりますので、十分善処したいと考へる次第であります。

におもむくということが大へんいいことだと思いまして、外務省としても、そういう気持をもつて、そういう方針を考えおりますから、将来これは必ず御趣旨に沿い得ると思います。

また予算の問題でござりますけれども、これは決して圧力団体とか、いろいろそういう陰の問題はありませんが、ことしの予算等に対しましては、きょう出席しております佐藤会計課長の非常な努力によつて、大蔵省とも折衝いたしました結果、国際資料部といふ新設の機関も新たにつくることができたということをつけ加えて御報告を申し上げます。

○藤井委員 ちょっと付言いたしますが、特に私は不健康地帯、すなわち東南アジアとかアフリカとか、ああいつたところでよくいわれます南方ばけといふことになりますので、下級職員を適当に一ヶ月とか二ヶ月有給休暇で内地へ帰らせて、そうして内地の事情もよくつかんで、外地の事情も内地によく伝えるということが一石二鳥である、こういう点をお忘れないように対処していただきたい。きょうは与野党一致した発言でありますから、大蔵省の主計官も、予算の折衝になつて、いよいよ十二月の暮れになると結局ワクの中に閉じこもつてもう話のわからぬことになつてしまふ、こういうことにならないように、よく銘記していただきたい。

以上で終わります。

○白井委員長 有馬輝武君。

○有馬(輝)委員 私は大蔵省にお伺いしたいと思いますけれども、国家公務員等の旅費に関する法律をつぶさに読みましても、旅費に対する概念とい

ますか、これは第一條に公務の円滑なる運営ということだけがうたわれておられます。内國旅費はこういう計算にかかるといふことで、計算の方法が、ことしの予算等に対しましては、どういう面で特に各省各局における旅費の配分に対しても、大蔵省の本質的な考え方というものをお聞きいたい。これはどういう観点から質問をしているかと申し上げますと――確かに部局によつては年間予算を使い切れないところもあるかも知れません。しかしこれはきわめてまれであります。ほんんど足りない。問題は公務の円滑なる運営ということを第一条でうたいたながらも、その配分についての基本的な考え方をどこに置いておられるか、これを明瞭にしていただきたいと思います。

○原田政府委員 旅費というものをどう考えて、どういうふうに配分しているかということでござりますが、旅費は、今第一条をあげてお話をございましたが、その職務を運営するために必要な旅行をするのであります。それ

を幾らが適当であるか、それがどの省

はどのくらいが適当であるかというこ

とにあります。それぞれの省あるいはそ

いわゆる計算方法ということは出して

おりますが、それ以上のものは出しに

事をしておるのだろうというふうに考

えています。

○平井(通)政府委員 各省、各庁の旅費予算の査定についてというお話をございますが、率直に申しまして、私どもはそういう仕事にはタッチしておりませんので、一般的な考え方ということもだけお許しをいただきたいと思うのですが、私がども主計局において各主計官がやつております仕事のございますが、私ども主計局において、私のおりました農林省において、現在我でも食糧研究所で一人当たりの年間の旅費が三千円、西ヶ原の研究所で一人当たり九千円、森林試験場で八千円、しかも研究補助に従事する五等級、六等級の職員については旅費がなかなかわからないという実態であります。だから皆さ

ま方もその実情については聞いてい

らっしゃらなければ話にならないわけですが、たとえば問題を各省の試験研究機関に限定してお話を申し上げる

と、私のおりました農林省において、

現在でも食糧研究所で一人当たりの年

間の旅費が三千円、西ヶ原の研究所で

いといふか試験研究を全国的に発表す

る機会がある、あるいは九州なら九州、関東なら関東で発表しなければならない機会があつても、せいぜいいといふついた問題でござりますから、一

かく何か試験研究を全国的に発表する

ようになります。私が農林省をやめてから研究心に燃え、また自分の一年間

の研究の成果を、たとえば農林行政の

がいにどこは幾ら、どこは幾らという

ことをはつきりと大蔵省の方から言う

と割り切ることに問題を残すのでは

ないかと思うのです。そういう点でい

りまして財政支出をいたさなければ

ならない、こうしたことであろうと考

えます。

○有馬(輝)委員 政務次官のお答えは率直だらうと思うのです。だから私がお伺いしているのですが、これは大蔵省の事務当局からお聞かせいただきたいと思うのですが、とにかく各省の要

求に対しても、あなた方は一つのものさしでもつて査定するわけですが、その点

聞かせいただきたいと思うのです。

○平井(通)政府委員 各主計官の御質問の御趣旨はこもつともだらうと思いま

してあげましたが、こういう実態に

切り詰めて、自分のふところで行つて

いるというのが実態です。私は高額を

要求しているのではなくて、一つの例

としてあげましたが、こういう実態に

お伺いしているのですが、これは大蔵省の事務当局からお聞かせいただきたい

と思うのですが、とにかく各省の要

求に対しても、あなた方は一つのものさしでもつて査定するわけですが、その点

聞かせいただきたいと思うのです。

○平井(通)政府委員 先生の御質問の

御趣旨はこもつともだらうと思いま

してあげましたが、とにかく各省の要

求に対しても、あなた方は一つのものさしでもつて査定するわけですが、その点

聞かせいただきたいと思うのです。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 これは主計局長がい

らっしゃらなければ話にならないわけ

ですが、たとえば問題を各省の試験研

究機関に限定してお話を申し上げる

と、私のおりました農林省において、

現在我でも食糧研究所で一人当たりの年

間の旅費が三千円、西ヶ原の研究所で

一人当たり九千円、森林試験場で八千

円、しかも研究補助に従事する五等

級、六等級の職員については旅費がな

いといふか試験研究を全国的に発表す

る機会がある、あるいは九州なら九州、

関東なら関東で発表しなければなら

ない機会があつても、せいぜいいとい

うな状態にほうつておかれるというこ

となんです。私が農林省をやめてから

でもすでに十年近くなる。そのときの

中反映したい、そういう真摯な意

欲を持ちながらも、旅費がないから、

どうかと思います。そういう点でい

るといふことです。私は高額を

要求しているのではなくて、一つの例

としてあげましたが、こういう実態に

お伺いしているのですが、これは大蔵省の事務

の事務局からお聞かせいただきたい

と思うのですが、とにかく各省の要

求に対しても、あなた方は一つのものさしでもつて査定するわけですが、その点

聞かせいただきたいと思うのです。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたるものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたるものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたるものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

○原田政府委員 今のは非常に具体的な例を引いて、こういう問題があるで

はないかというお話をござりますが、

かといふことをお伺いしたい。

○有馬(輝)委員 先輩である原田さん

に食いつくみたいで非常にじくじたの

ものがあるのですけれども、実態を御

めていきたいと考える次第であります。

状態とちっとも変わらないわけですね。ここら辺について、私が冒頭でどういう柔軟な考え方、実態に即応した考え方を持っていらっしゃるのかということをお伺いしたものにあるわけです。最初に一つのワクを持つていて厚生省にはこれぐらいやろう、農林省にはこれぐらいだ、今までの例年の予算から見れば、この程度をオーバーするところはいかぬというから、結局試験研究機関なり何なりにしわ寄せがかかる見られ、この度をオーバーの機関というものが、それなりの成果を上げ得ないという実態に追い込まれているわけですよ。ですから、第一に公務の円滑なる運営ということがうたわれながらも、これが死文になつておる、これが実態であります。ですからやはり大蔵省としても、予算編成に対して、例年の慣習を守つていくといふことから一步抜け出で、機会をつくつて各省の実態について把握する努力を、大蔵省みずからやるべきではなかる。各省の要求を聞いて、それで自分たちの持つておる概念でもつて検定してしまう。これが今みたいな実態を何年も何年もほうつておくといふことになるのだろうと思うのです。そういう点について、いま少し前進するような方向で、今政務次官からお答えがありましたので、三十九年度の予算編成については、ぜひそういう形で検討していただきたいと存じます。

なお、これに連絡いたしまして、与党並びに大蔵省の方々の御努力によりまして、七等級が一等になつた、これは非常に私たちも感謝いたしております。これに連絡してお伺いしたいと思ひますことは、今度の七等級を一等に

入れることによって、大体年間の予算額としては、各省庁でどの程度の伸びになるのか。それから人員的にはどの程度が対象になるのか、これはお聞きかねます。ただいまの御質問でございますが、七等級の人員の中におきましても、通常の旅費を支給される場合と、そうでなくて、たとえば建設現場等のように日額旅費を支給される場合と、そうでなくして、たとえばは、各省庁を通じて七等級といわず、さらくにその上まで二等旅費を支給されるケースがあるわけでございます。従いまして、現実にこの改正によって具体的にどの程度の金額があふれるかという点につけておる、ただいまのところ必ずしもつまびらかにいたしておりません。ただ各省の実情から大勢的な判断をいたしますと、そういう日額旅費適用対象を除きますと、通常職員の出張回数は年に一、二回ないし三、四回程度のもののがほとんどございまして、そういう点から見れば、予算的にはほとんどの問題にならない程度の金額にとどまるのではないかという感じがいたします。もちろん出張のやり方がいろいろな点になりますと、たとえば下位等級の者が主として出張するような場合とならないのだろうと思うのです。そういう点について、いま少し前進するよなうな方向で、今政務次官からお答えがありましたので、三十九年度の予算編成については、ぜひそういう形で検討していただきたいと存じます。

なお、これに連絡いたしまして、与党並びに大蔵省の方々の御努力によりまして、七等級が一等になつた、これは非常に私たちも感謝いたしております。これに連絡してお伺いしたいと思ひますことは、今度の七等級を一等に

ので七等級、八等級については、たとえば次官と一緒に出張するというような場合には、一等旅費を七等級、八等級といえども支給するという運営面での考慮が払われて参りましたが、この点については、今度残されました八等級についても、現在までと同様な措置がとられるかどうか、これについてお伺いをしておきたいと思います。

○平井(廻)政府委員 ただいま御質問でございましたが、これは個々のケースで検討されたいと思います。

○有馬(輝)委員 旅費については以上で終わります。

今度の租税条約改定に伴う国内法の整備に関する三法律案に関連して、外務政務次官お見えなので、一、二の点を関連してお伺いしたいと思います。その一つは、これは外資の問題とのことです。ただいま御指摘の貿易の伸長に関しましては、お言葉をすなば、特に現在と見えるというようなり方はございません。

○飯塚(政府)委員 ただいま御指摘の貿易の伸長に関しましては、お言葉をすなば、特に現在と見えるというようなり方はございません。

○有馬(輝)委員 旅費については以上でございましたが、外務省として、特に各国につきまして、輸出伸長の面につきましてお伺いしたいと思います。

○甲斐(政府)委員 メキシコのインフレでございましたが、それがフランスの業者との一つは、これは外資の問題とのことです。ただいま御指摘の貿易の伸長に関しましては、お言葉をすなば、特に現在と見えるというようなり方はございません。

○有馬(輝)委員 旅費については以上でございましたが、外務省として、特に各国につきまして、輸出伸長の面につきましてお伺いしたいと思います。

○甲斐(政府)委員 ただいま御指摘のメキシコ市場を開拓していくこと、それが個々のケースで検討されたいと思います。

○有馬(輝)委員 ただいま御質問でございましたが、これは個々のケースで検討されたいと思います。

○甲斐(政府)委員 ただいま御指摘のメキシコなどは非常に重要なところであります。また、貿易も御承知のよう

ういうふうに解決するかということにつきましては、ブラジル側におきましても、非常に積極的努力をいたしております。しかし、関係者それから関係官庁のみなさんで力を合わせて解決策を研究中でござります。

○有馬(輝)委員 解決策を研究するのには当然なことなんで、どのような解決策を具体的に持つておるか。私は委員会の質疑はできるだけ簡単に、演説するようなことは避けておるわけなんですね。だから、政府側も努力しますとか、検討中だとかいうような答弁は、委員会では避けてもらわぬといかねます。具体的に、こうしようと思つて、いろいろ、こういう手を用意いたしております。そういうような論議をするようにしてもらいたいと思います。そういう観点から……。

○甲斐政府委員 御承知のように、昨年一月にブラジルと交渉いたしまして、わが方といたしまして八十二億円の資金援助を供与することになったわけであります。そのうち六十三億円は昨年十一月にわが国の輸出入銀行とブラジルの経済開発銀行との間に貸付契約が締結されまして、残りの十九億円については、近く日本、ブラジル両国間で協議が予定されております。資本金は当初三十二億クルゼーロであったのでございますが、これを百八億クルゼーロに増資する、それに応じまして、当初からの分担率に従つて日本側は四〇%を分担するという了解は成立いたしております。

○有馬(輝)委員 どうもたよりないのです。とにかく今のあなたの答弁もまた

よりないけれども、ブラジルという国は御承知のように非常にたよりない。これは条約局長でなければおわかりかないと思うが、日本とブラジルとの間で航空協定が結ばれることになつて、日本ではその年に直ちに批准が行なわれた。しかしブラジルでは六年後、もう七年目になりますが、いまだに、問題があつて結ばれないのじゃなくて、ただ事務手続上おくれておるというような実態であります。ですから、ミナスの例を一つの例として取り上げて参りましたけれども、よほどこちらが積極的な手を打たないと問題が解決しない。これはいずれ機会をあらためて詳しく御意見も伺いたいと思いますが、こういう意味で飯塚外務政務次官にお伺いいたしたいと思いますことは、せんたつての記者会見で大平外務大臣が、経済部門を担当するいわゆる移動大使みたいなものをECCの問題その他で考慮しておるということが新聞に報ぜられています。それは大平さんにじかにお伺いしなければあるのはつまりからにしないかもしませんけれども、外務省として考えていらっしゃる構想がおありならばお聞かせをいただきたい。と言いますのは、今申し上げましたように、各国の大公使それがなりの努力をいたしております。しかし全般的な視野から日本の貿易をどのように推し進めていくかというような点で総合的に把握する人も、これは有能無能は別ですが、そういった機構の面で私は考えるべき時期にきて、いざないかと思いますので、そういう方について外務省の考え方をお聞かせいただきたいと思うわけであります。

○飯塚政府委員 大平外務大臣の記者会見でお話になつた問題については私はまだ詳細に伺つておりませんけれども、そういうことは私も察知しております。

それから、今の御質問の中の、移動大使のようなものということは、専門の外務省出身の大天使でなく、たとえば産業関係、工業関係等にも十分に知識を持つた者の起用と申しますか、利用と申しますか、そういう者を派遣したらどうかという御趣旨でございましょうか。その点、もう一べんお伺いしたいと思います。

○有馬(輝)委員 今、飯塚さんがおっしゃったような立場からであります。

○飯塚政府委員 決して外務省出身者だけの大天使、公使を派遣するという気持が外務当局としての方針ではないと思ひます。戦後においても、御承知のように東大の教授でありました那須博士をインドの大天使にもしておりますし、新聞御出身のNHKの会長であつた古垣大使をフランスにも派遣しておりますし、そういう面をもつと広くしていくことは、今の御質問の御趣旨にも従うことだと思いますから、これらの人事の問題は外務省としても大切な人事の問題でございますから、これらの方の御注意に対しては大臣ともよく相談いたしまして、また内閣の方針としても決定させていただかなければならないことと想ひますので、十分私からも大臣にそのことを申し上げたいと思います。

○白井委員長 これについて各案に対する質疑は終了いたします。

○白井委員長 これより討論に入るの
であります。各案を原案の通り
可決するに御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白井委員長 御異議なしと認めま
す。よって、各案はいずれも原案の通
じます。よつて、各案はいずれも原案の通
じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白井委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さよう決しました。

次会は来たる五日午前十時より理事
会、十時三十分より委員会を開会する
こととし、本日はこれにて散会いたし
ます。

午後一時二分散会

〔参照〕

特定物資納付金処理特別会計法を廢
止する法律案（内閣提出第二三号）
に関する報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の
一部を改正する法律案（内閣提出第
八〇号）に関する報告書

所得に対する租税に関する二重課税
の回避のための日本国とオーストリア
共和国との間の条約の実施に伴う
所得税法の特例等に関する法律案（内
閣提出第三三号）に関する報告書

所得に対する租税に関する二重課税
の回避及び脱税の防止のための日本
国政府とグレート・ブリテン及び北
アイルランド連合王国との間の条約
の実施に伴う所得税法の特例等を規定
する法律案（内閣提出第三四号）

午後一時二分散会

參照

特定物資納付金処理特別会計法を廢止する法律案（内閣提出第二三号）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第

六〇号)に関する報告書
所得に対する租税に関する二重課税

共和国との間の条約の実施に伴う
特例等に関する法律案(内
閣案)

提出第三二号)に関する報告書

の回避及び脱税の防止のための日本

大蔵委員会議録第十号中正誤

昭和三十八年三月七日印刷

昭和三十八年三月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局